

平成30年第1回

伊根町議会定例会会議録

平成30年3月23日（第3号）

伊 根 町 議 会

平成30年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成30年 3月23日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成30年 3月23日 9時30分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成30年 3月23日 13時30分			議長	泉 敏夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原正人	○	7	佐戸仁志	○	
	3	濱野茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	住民生活課長	石野 靖	○	
	副町長	小西俊朗	○	保健福祉課長	須川清広	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
	企画観光課長	上山富夫	○	会計管理者	増井和彦	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	池野早紀子	○	
会 議 録 署名議員	4番	松山 義宗		6番	大谷 功		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成30年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成30年3月23日(金)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 伊根港を豊かな海へ 佐戸 仁志
- 赤ちゃんの「聞こえ」の安心は新生児聴覚検査の公費負担で 山根 朝子
- 予防接種について 大谷 功
就学援助制度の入学準備金事前支給に
- 豪雪時の除雪対策について 藤原 正人
災害復旧について
- 観光振興と過疎対策について 上辻 亨
- 地籍調査事業等の計画について 濱野 茂樹
防災・減災対策の強化について
複式学級への教育環境支援について

日程第 3 議案第32号 平成29年度亀島本庄浜線防災安全対策工事
(新井) 請負契約の締結について

日程第 4 議案第11号 平成30年度伊根町一般会計予算

日程第 5 議案第12号 平成30年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第13号 平成30年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 7 議案第14号 平成30年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 8 議案第15号 平成30年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 9 議案第16号 平成30年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第10 議案第17号 平成30年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

- 日程第 1 1 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 2 発議第 1 号 伊根町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 3 請願書第 1 号 伊根町議会議員の定数削減を求める請願書
- 日程第 1 4 意見書案第 1 号 クロマグロ資源管理に係る対策の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 1 5 議員派遣
- 日程第 1 6 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 伊根港を豊かな海へ 佐戸 仁志
- 赤ちゃんの「聞こえ」の安心は新生児聴覚検査の公費負担で 山根 朝子
- 予防接種について 大谷 功
就学援助制度の入学準備金事前支給に
- 豪雪時の除雪対策について 藤原 正人
災害復旧について
- 観光振興と過疎対策について 上辻 亨
- 地籍調査事業等の計画について 濱野 茂樹
防災・減災対策の強化について
複式学級への教育環境支援について

日程第 3 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度亀島本庄浜線防災安全対策工事
(新井) 請負契約の締結について

日程第 4 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度伊根町一般会計予算

日程第 5 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 7 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 8 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 9 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 1 0 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 1 1 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 1 2 発議第 1 号 伊根町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 3 請願書第 1 号 伊根町議会議員の定数削減を求める請願書
- 日程第 1 4 意見書案第 1 号 クロマグロ資源管理に係る対策の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 1 5 議員派遣
- 日程第 1 6 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成30年3月23日(金)
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

- 議長(泉 敏夫君) それでは、おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまの出席議員は全員です。
これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において
4番、松 山 義 宗 君
6番、大 谷 功 君を指名します。
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。
最初に、伊根港を豊かな海へを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。7番、佐戸仁志君。

- 7番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

早速、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

伊根浦観光も宮津市との合併で揺れ、伊根町がなくなるのではないかと言われた十数年前に比べ、観光客も年々増え、観光客が増えることにより民宿も増え、駐車場、公衆トイレも整備され、食事どころも整備されつつあります。漁業集落排水事業の関連工事として、カラー舗装工事、重要伝統的建造物群保存事業で、まだまだ少数ではありますが、保存地区らしい景観となりつつあります。Uターン・Iターンの若者も増えつつあり、聞いた話ではありますが、民宿開業希望者が10件近くあり、中にはIターン者在住の若者もいると聞いております。10年後、伊根浦観光はどうなっているのだろうかと今から楽しみになっております。

伊根浦観光を今以上盛り上げていくには何が必要であるか。整備していくものとして、やはり亀島の入り口である黒地の整備であろうと私は思います。黒地の整備は、町長の頭の中にあるとよくお聞きしますので、その整備後、伊根浦観光はと考えたとき必要と思うのは、来町される観光客をいかに2回、3回と来町されるリピーターになっていただくかということでございます。行政として何をすればそうなるのか、私はさまざまな人の協力が必要であると思いますが、昔のような自然豊かな美しい海をつくることが必要ではないかと思っております。

私の子供のころ、半世紀前ですが思い出しますと、舟屋の前でサザエ、アワビ、アオリイカが獲れるのはもちろん、ナマコ、ムラサキウニ、タコなど、魚も50センチ以上あるクロダイが群れで泳ぎ、大きなインダイの群れを見ることもありました。釣れるはずのない大物を見つけ、貝を潰し、針につけ釣ろうとした思い出があります。そのころに比べると徐々に水質が悪くなり、朝、住民生活が始まるころ、日出湾内での話ではありますが、洗濯の水で海が真っ白になることもあり、徐々に大型魚、タコ、貝類などが姿を消したように思っております。

数年前より始まった漁業集落排水事業が完成し、下水道への接続者も増え、日出湾内の海の水質は改善されつつあると思います。比較的水の流れのあった伊根湾でも当然水質は改善し、美しく豊かな海へと返りつつあると私は思います。

最近、何人かの都会の方を伊根浦観光案内させていただきました。初めて来町された方は、舟屋の前でさまざまな海産物を獲って食べる海遊びの話をする、興味を示されます。すごい、信じら

れないと皆さん言われます。2回、3回と来町された海遊びを経験された方は、伊根大好きと喜んでくださいます。イルカが泳ぎ、時々鯨が湾内を泳ぐような伊根港になったら、すごい観光資源になるのではないのでしょうか。

伊根湾は、元来海底が泥の湾内を、山を崩し、石を積んで護岸がつけられました。二十数年前から始まりました漁港海岸保全施設整備事業により、多くの岩石が投入され、新しい海底、護岸をつくっています。岩石も定着し、海藻もたくさん定着し、貝類を育成する条件が整っていると思います。貝類を放流し、貝類が大きくなることにより、それを食料とするタコ、魚類も増え、昔のような美しく豊かな伊根湾となるのではないかと私は思います。魚礁を湾内に設置することも、おもしろいのではないかと思います。

観光客に舟屋の前で海遊びをさせるということは、いろいろクリアしなければならないことがあると思いますが、リピーターをつくるには方策であると思います。美しく豊かな海になりつつある今、行政が一つ手を差し伸べることで伊根浦観光の核となるのではないのでしょうか。ぜひ各方面協力し、実現してはいかがかと思えます。町長の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

伊根港を豊かな海へのご質問でございます。

当町へ訪れた方が海をのぞき込みまして、その澄んだ様子に感動する光景を目の当たりにしまして、私も大変喜ばしく思っているところであります。さらに、美しく豊かな海、昔のような魚影の濃い、本当に議員おっしゃられるような魚影の濃い、そのような海になればと改めて思うところでございます。その手法といたしまして、魚介類の放流や魚礁設置の提案でございますが、サザエ、アワビにつきましては、毎年京都府漁協が京都府水産振興事業団から種苗を購入し、各浜に配布した後、それぞれの地元が必要な場所を選んで放流を行っております。また、原木魚礁につきましても、京都府漁協が伊根海区と蒲入海区に設置をしております。

種苗放流や魚礁設置は、漁業者のための事業でございます。分担金をいただきまして実施をしております。それぞれに漁業者の要望をお聞かせいただきまして、本定例会にも次年度の予算を計上しているところでございます。ナマコやウニにつきましては、これは要望もなく、放流はしていないわけでございます。

伊根漁港では、今どき、この時期でありますけれども、ナマコびきが大変盛んでありまして、魚礁を設置するとナマコ漁ができなくなり、漁業者の理解が得られません。また、伊根湾は水深も浅く平水区域ですので、魚礁が漁船の航行の障害になったり、原木などが腐れば港内のごみになりかねませんので、設置は考えていないところでございます。困難であろうかなと思っております。

ただし、議員おっしゃったとおり、現在海岸保全施設整備事業により多くの捨て石投入を行っており、これは大きな藻場造成につながっていると考えております。

魚釣りは自由であります。そうでありますので、マナーを守り、町営駐車場をご利用いただき、海と親しんでいただきたく思います。しかしながら、サザエやアワビなどは、漁業権がなくは獲ることができません。体験メニューとして行うのであれば、漁協や観光協会との調整も必要かと思えます。釣り堀のように区画を設けてのサザエ、アワビ獲りの体験ならできるのかもしれませんが、いずれにいたしましても、本町としては観光を目的とした放流や魚礁設置は、現状では考えていないところでございます。

伊根の海の自然に親しんでいただいて、そしてここに訪れる皆さんも喜んでいただく相乗効果があれば、本当にいいことであろうかなと思っております。しかし、なかなか海は漁業者のものでありまして——海は漁業者のものじゃないですね、いろんな漁業の生産物は漁業権というものがついて回りますので、その辺のところが難しくございます。

また、以前はシーカヤックを伊根湾で、私もやろうと大分頑張っておりましたけれども、これにつきましても、湾内の住民の皆さんから大変苦情が多くなりまして、伊根湾内でもうシーカヤックをおろすのはやめてほしいと、そういうことも言われます。また、魚釣りは、車をとめて岸壁から釣られるのもこれはよろしいんですけれども、船を持ってきてそこからおろすと、また怒られます、これも漁業者の皆さんから。あいつらを排除せえということです。その辺の兼ね合いが、なかなか

難しいんです。

ですから、何とか、何とかうまく漁業者の皆さん、また訪れる皆さん、その接点を設けて海産物でより楽しんでいただく、またそこで、漁業者の皆さんの利益にもなる、訪れる人も喜んでいただける、住民の皆さんの生活環境も守れる。何とかその方向を目指して頑張りたいと思います。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） ありがとうございます。

私も57歳、海遊びをたまにしますと、伊根で生まれ育った者でも楽しくて、一日中やっていたというようなことがございます。一般住民の方と漁業者の方のすり合わせをするのが行政だと私は思いますので、ぜひ伊根町として、観光客と漁業者の調整をしていただきたく思いますので、ぜひよろしくお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 訪れる方と海と親しみたい方と、権利のない、それと権利のある漁業者とのすり合わせが行政の仕事かどうかは、ちょっとよくわからないんですけども、何とか三方よしとなるような方法を考えさせていただきたく思います。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、赤ちゃんの「聞こえ」の安心は新生児聴覚検査の公費負担でを通告議題とし、山根朝子君の発言を許します。5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

2018年2月24日のNHK NEWS WEBでは、次のように報道されていました。その内容はといいますと、国が全ての赤ちゃんを対象に実施するよう求めている新生児聴覚検査について、東京都は2019年4月に全ての市区町村で費用の補助が行われるよう体制の整備をしていくことになったというものでした。東京都内では、約20%の赤ちゃんが検査を受けておらず、検査費用の補助も4つの自治体しか実施していないとのことで、全国でも補助を行っている自治体は13%程度であるということも、あわせて報道されていました。

厚生労働省は、2015年に新生児聴覚検査について、全国の自治体を対象とする実態調査を実施していますが、2014年度で全国1,741市町村で公費負担をしているのは、わずか109市区町村で6.3%でした。岡山や長崎県では全自治体が公費負担していますが、ゼロの道府県も35に上っているという結果でした。また、全額公費補助している自治体もあれば、費用の一部を補助しているところもあるなど、自治体によってその対応は大きなばらつきがあるようです。しかし、全額補助をしている自治体は、わずか17自治体にとどまっているというのが実態のようです。

先天性の難聴は、全体の約0.2%とされています。2016年の出生数は約98万人なので、約2,000人弱の赤ちゃんが先天性小児難聴として生まれていることになります。先天性難聴は、1歳半や3歳児健診等で言葉の遅れとして見つかることが多かったようですが、2000年からは新生児聴覚スクリーニングを産科で行うようになって、産後すぐに発見できるようになりました。難聴が早期発見できれば、精密検査を行い、問題があれば早期療育を受けることができます。しかし、日本産婦人科医会の2017年6月の調査では、2016年度の未受検率は15%、公費助成を受けていたのは7%という結果になっています。

さきにも述べましたが、国は全ての赤ちゃんを対象に新生児聴覚検査の実施を求めています。それが、なぜ地域や自治体で差が生まれてきているのかということです。国は、2000年度に年間5万人規模の新生児聴覚検査モデル事業として検査費の助成を試行的に開始しましたが、2004年度には新生児聴覚検査モデル事業は終了になりました。2005年度からは、母子保健医療対策等総合支援事業の対策事業として新生児聴覚検査事業を実施しました。しかし、2007年度には新生児聴覚検査事業がその対象事業から除外され、新生児聴覚スクリーニング検査は一般財源化され、地方交付税措置となりました。

このような経過をたどった新生児聴覚検査事業ですが、2007年には、この事業の意義と重要性は従前のおりであるので、都道府県及び市町村がより多くの医療機関において新生児聴覚検査

が実施されるよう十分な体制整備に努めること、協議会の開催等で関係機関・団体との連携を図ることなどといった内容が明記された厚労省の母子保健課長通知が出されています。さらに、2016年度にも新生児聴覚検査に係る費用についての公費負担に取り組むようにと、母子保健課長通知が出されています。

日本産婦人科医会のアンケート調査では、2017年4月からは香川県、静岡県で公費補助が開始され、鹿児島県や山梨県などでも広がりを見せているようです。また、公費補助のある地域とない地域での検査を受ける率の比較は、公費補助がある地域の受検率は96.6%、公費補助のない地域では84.9%という結果であり、実費で検査をするというその壁が、保護者から検査の機会を遠ざけている原因の一つになっているのではないかと、さきの日本産科婦人医会ではコメントしています。さらに、公費の補助があると受検率は優位に高くなりますが、100%にならないのは、一部補助ということが100%にならない理由であると結論づけています。

2012年から、母子手帳に新生児聴覚検査の結果を記載する欄ができました。検査費用は、大体全国的には実費で5,000円程度と言われていますが、北部医療センターでの検査費用は3,000円ということです。ほとんどの赤ちゃんが検査を受けているということでした。

町内のお母さんにもお聞きすると、そのお聞きした皆さんは、皆さん検査は受けておられました。出産後、助産師さんに検査を勧められて検査を受けられたというお母さんがほとんどでした。お母さんの中には、耳が聞こえない場合は生活している中でわかると思うので、生まれてすぐに実費を払ってまで検査を受ける意味があるのかなということも思ったというふうに話される方もいらっしゃいました。新生児聴覚検査の意味や、もし聴覚に問題があった場合の対応などを、お母さんたちに理解してもらい働きかけもしっかりと行うことが大事ではないでしょうか。

難聴は、早期発見、早期介入によって、生活の質が大きく改善することは明らかです。国も自治体が公費負担して療育者の経済的負担軽減を図ることを求めており、赤ちゃんの「聞こえ」の安心を支えるためにも、自治体の責任として無料で検査を受けられるように対応を急ぐべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。町長の答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、現在当町で実施をしております新生児の聴覚異常の確認方法について、若干ご説明を申し上げたいと思います。

新生児訪問時に、1点目といたしましては、新生児聴覚スクリーニング調査の実施の有無と結果確認を行っております。2点目は、保健師が聞こえの問診と簡易検査を実施しております。3点目に、乳児検診で小児科医が聴力に係る診察も実施をしております、精密検査が必要なときは医療機関に紹介をしております。

このように、現状では新生児聴覚スクリーニング検査の公費補助は実施をしておりますが、さきに申しあげました3点により、聴覚異常の早期発見に努めている状況でございます。これが現状でございます。

新生児聴覚スクリーニング検査は、議員のご指摘のとおり、平成18年度まで国庫補助事業だったものが、平成19年度からは一般財源化され、地方交付税措置になっております。一方、近年、医療機関での新生児聴覚スクリーニング検査は実施体制が整ってきており、全国で94.3%の医療機関で本検査が実施可能な体制となっております。

しかしながら、全国的に見ても、新生児聴覚スクリーニング検査の公費補助実施は、大変低い状況でございます。これも、議員おっしゃったとおりでございます。平成27年度では、全国1,741市町村のうち、我々の調べではわずか118市町村のみで、実施率は6.7%にとどまっており、京都府内でも平成28年度に本スクリーニング検査への公費補助を実施している市町村はないということでございます。

一方、本町の現状でございますが、町民の皆さんの医療機関での新生児聴覚スクリーニング検査の受診率は、平成28年度92.3%、平成29年度81.8%と、新生児のほとんどの方が実費で検査を受診されております。そうでありますので、議員おっしゃられるように、この公費負担があるからないから、その受診を遠ざけているということにはちょっとつながらないのかなと。やは

り、親御さん、こういう施設が整っておると、やっぱりあれば受けられておるようでございます。また、町民の方が出産されている近隣の医療機関に確認しましたところ、新生児聴覚スクリーニング検査の実施体制は、いずれの施設も整っている状況でございます。近在の医療機関、すべからく整っております。

ただいま申し上げたとおり、本町では新生児訪問や乳児健診にて、聴覚の問診や簡易検査、聴力に係る診察は実施をしておりますが、新生児聴覚検査の公費補助はしておりません。しかしながら、伊根町の未来を担う新生児であります。これらの当町の実情を鑑み、より精度の高い新生児聴覚スクリーニング検査の公費補助の実施に向けて、補助額、補助方法等を検討してまいりたく考えます。ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） どうもありがとうございます。

多くのお母さん方に検査を受けてもらっていますけれども、やっぱり補助があると、すごく本当に気楽にというか、何も考えずに子供の幸せのために受けられるというのがすごくありがたいことだとおっしゃっていましたし、やっぱり伊根町ならではの施策を、本当に前向きに検討していただいて進めていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

次に、予防接種について及び就学援助制度の入学準備金事前支給についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして、予防接種について質問をいたします。

予防接種の目的は、まずその病気にかからない、たとえ病気になっても重症化をしない、人への伝染を防ぐことであります。最終的には、健康を守り、医療費の負担を少なくすることであります。

予防接種には、定期予防接種と任意予防接種があります。定期予防接種とは、法律に基づいて市町村が主体となって実施をし、対象者は無料で、日本脳炎、風疹、ジフテリア、破傷風、百日咳、麻疹、ポリオ、ヒブ等であります。任意予防接種では全額自己負担ですが、今注目をされていますワクチンは、A型肝炎、おたふく風邪、ロタウイルス、高齢者の带状疱疹等があります。これらは罹患すれば胎児に影響したり、高齢者は後遺症に悩んだりという病気であります。重要なものについては、自治体独自で補助金を設け支援をする例も広がっています。

ロタウイルス感染症は、子供の下痢や、それに伴う嘔吐が起こる病気で、根本的な治療法がないために、ワクチンによる予防が大切であります。日本では、毎年80万人が外来を受診し、8万人が入院、約10人が死亡しているということでもあります。脱水症状だけではなく、繰り返すけいれんや脳炎、重い肝障害など重い合併症も起こします。ロタウイルスワクチンを飲むことで、これは予防ができます。WHOは、子供が接種する最重要ワクチンの一つに位置づけております。また、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎ワクチンなどと同時に接種が可能であるということでもあります。

おたふく風邪は、感染しますと3から10%に髄膜炎、400から1,000人に1人が難聴を来すと言われ、さらに思春期以降にかかると、睾丸炎や卵巣炎による不妊症の原因にもなります。原疾患及び重篤な後遺症をもたらす合併症への治療法は現在なく、ワクチンのみが唯一の予防手段となっています。WHOはもとより、厚生労働省の予防接種法小委員会でも、早期に予防接種化を目指すとしています。

水痘と带状疱疹は、ともに水痘带状疱疹ウイルスが起こす病気です。このウイルスに感染した多くの子供は水ぼうそうになり、水ぼうそうが完治した後もウイルスは神経節に隠れて免疫細胞の攻撃をかわし、何十年もひっそり潜伏するということでもあります。これが、加齢や病気、強いストレスや薬の影響で免疫が弱まると活動を再開し、皮膚と神経で増殖をし、神経に痛みを起こす带状疱疹、いわゆるヘルペスを発生させます。これらの症状は通常数週間で治まりますが、带状疱疹後、神経痛になって強い痛みにも長く苦しむ患者も大勢おられます。

水ぼうそうに関しては、2014年から全ての子供にワクチンを接種する定期接種が導入をされ、患者は劇的に減りました。ところが、その結果、带状疱疹患者が増加してしまうおそれがあります。従来、带状疱疹は、水ぼうそうの多い冬に減少し、子供と触れ合う保育士らの発症の少ないことが

知られていました。保育士は、子供を介して水痘帯状疱疹ウイルスが体内に入ること、免疫が刺激・増強されるからであります。逆に、子供の水ぼうそうが減ると、社会全体としての免疫が弱まり、帯状疱疹が広がりやすくなるということでもあります。

健康寿命を全うするためにも、予防できるものは予防をし、抵抗力を高めることが豊かな人生を送るために必要ではないでしょうか。予防接種について、A型肝炎、ロタウイルス、おたふく風邪、高齢者の带状疱疹等について、現在任意接種であります予防接種の有効性を考え、希望する全ての人が自己負担なしで予防接種を受けられるよう、接種の有効性の周知と公費助成が必要だと考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

次に、就学援助制度の入学準備金事前支給について伺います。

以前に質問のとおり、文科省は生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小中学生への入学準備金、就学援助を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出しました。これにより、全国的には経済的に困っている家庭の小中学生が受けている就学援助の一つ、入学準備金、新入学生用品費について、これまで入学後の7月ごろになっている支給時期を、入学前の2月から3月に前倒しをする自治体が現在増えています。京丹後市が入学準備金事前支給を30年度から実施することになっていますが、伊根町の前回の質問での答弁では、支給申請書の提出先や事務の流れなどを研究・精査し、前向きを検討をしたいとお答えでありました。今回、伊根町で見送った経過や伊根町の問題点は何なのか、検討状況について伺いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、私のほうからは、予防接種についてお答えをさせていただきます。

法定予防接種と任意予防接種の2種類がございます。予防接種には2種類がございます。法定予防接種は、予防接種法に基づき、市町村長が台帳を整備し、広く感染症を予防する目的で、ワクチンの副作用も含めて安全性の検証を行い、認可され、接種、勧奨しているものでございます。任意予防接種は、個人の感染予防を目的として、保護者や個人の判断で接種するものであります。

そこで、ご質問をいただきました任意の予防接種について、それぞれ疾患についてとワクチンの副作用などについて述べさせていただきます。

まずA型肝炎でございます。A型肝炎ウイルスは全世界に分布しており、経口感染をするので、環境衛生状態の悪い途上国では常時感染の機会があります。我が国では、年間数百人の患者発生がありますが、9割は国内でのカキなどの食物による感染、1割が海外渡航からの帰国者の感染で、近年大きな流行はない状況であります。このことから、A型肝炎ワクチン接種は、途上国への旅行者を中心に行われております。ワクチンの副作用としては、注射局所の発赤、疼痛、全身倦怠感、発熱等が数%に見られますが、重篤なものは報告されておられません。

次に、ロタウイルスについてでございます。ロタウイルスは、乳幼児の嘔吐や下痢の主要な原因ウイルスの一つで、冬季に多いものでございます。治療法の向上もあって、重症になることはまれになっております。ロタウイルスワクチンの副作用としては、腸重積の発症リスクがございます。

次に、おたふく風邪は、モンプスウイルスによる全身感染症でございます。発熱などの症状の出現後、耳下腺腫脹が多くに見られ、数日ないし1週間で症状は消失します。このように、耳下腺の腫脹が主症状でございますが、合併症の頻度が他の法定予防接種と比較して高く、精巣炎の発生により生殖機能に及ぼす影響もあるため、予防が重要としてワクチンが開発された経過がございます。おたふく風邪ワクチンでの副作用である無菌性髄膜炎は2,000人から3,000人に1人あり、他に耳下腺の軽度腫脹が約1%に見られます。おたふく風邪ワクチンについては、現在、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）において定期接種化を含めた検討が行われておりますが、副作用としての髄膜炎の発生頻度が問題とされ、現在のところ定期接種化はされていないところでございます。

4つ目の带状疱疹についてです。带状疱疹は水痘を引き起こすのと同時に、同じウイルスである水痘帯状疱疹ウイルスの活性化によって発症し、神経を伝わって皮膚に到着し、带状疱疹として発症します。ほぼ全ての高齢者の神経系にウイルスが潜伏しており、加齢とともに活性化しやすくなります。副作用の発生率は50.6%という臨床報告もされておりますが、症状としては注射局所

の発赤、腫脹、疼痛等で、比較的軽微な反応と言えます。

このように、現在任意のワクチンは、発生患者が限られていたり、発生したとしても治療方法の向上もあり重症化しない疾患もあるため、主に個人の感染防止を目的とした予防接種となっております。また、それぞれのワクチンの効果でも述べましたように、それぞれのワクチンでの副作用が発生していることも事実でございます。

かつて、女子に関して子宮頸がんのワクチンが接種されることになりましたね、無償化して。我が娘も中学生でありまして、その当時接種をしたんでありますけれども、もうお父さん、1回目のときは痛いと言って、大変痛い、あの注射が。もうしたくないと。それをなだめてなだめて、2回目も連れて行ったものであります。その後の経過は、全国的に大変怖い状況が起きましたね。全身がしびれて、今でも大変悩まれておられる方。怖いんです、そういう副作用というものが。

任意接種のワクチンの中には、おたふく風邪のように定期接種化に向けた検討がされているワクチンもありますが、副作用の発生頻度が問題とされており、定期接種化には至っていない状況でございます。また、近隣の市町村におきましても、A型肝炎、ロタウイルス、おたふく風邪、高齢者の帯状疱疹についての公費補助を実施している市町村はない状況でございます。

これらのことも踏まえ、これらの任意予防接種につきましては、現段階では個人の感染防止を目的とした予防接種であること、また副作用の安全性の問題もあり、公費助成を実施するということは、現状では考えていないところでございます。ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 大谷議員のご質問にお答えします。

2点目の伊根町での就学援助制度の入学準備金事前支給に関する問題点は何か、そして検討の状況はということでございますが、29年9月議会でも答弁しましたが、現行の伊根町就学援助規則では、就学援助費の支給を受けることができる者、伊根町立小中学校に在籍する者の保護者と規定していることや、児童生徒が在籍する学校の校長の意見を付して教育長に提出しなければならないと規定していますので、入学していない子供への支給はできないと定めています。この状況をどのように改正するのかが、今考えられます課題であります。

入学前ですので支給申請書をどこに提出するのか、また校長の意見を付してとしています校長は所見が書けませんので、誰が記入するのか。さらには、入学前に支給はしましたが、入学するまでの町外に転出された場合、準要保護者に該当しなくなった場合、支給決定の取り消しを行った場合は、既に支給した新入学児童生徒用学用品費は全額返還してもらおうのかどうかなど、整理をしなければ規則の改正は行えません。このことは、近隣の2市1町でも同様のことであると思われま。

次に、2点目の検討状況についてであります。29年9月議会でも同様のご質問をいただきました。そのときは、近隣市町の動向を注視しながら、前向きに検討をしたいと考えますと答弁させていただきました。宮津市、京丹後市、与謝野町の動向を注視し、意見交流をしてみました。その中で、京丹後市が、府北部では初の30年4月入学予定者から入学前支給を29年度末に行うということが、昨年の12月に発表されました。また、宮津市、与謝野町では、29年9月の時点では、当町と同様に事前支給も規則の改正も予定はしていないとのことでありましたが、状況が変わり、31年4月入学予定者から実施の方向で現在検討中であるとのことであります。

このような現状から、当町としましては、近隣市町と足並みをそろえていく必要があると判断し、京丹後市から情報収集を行いながら、また町長部局とも協議を行い、31年4月入学予定者から実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

議員の皆様、町の理事の方が伊根町立の小中学校の卒業式にご臨席を賜りまして、祝辞等々大変お世話になりました。ありがとうございます。そして、中学校の子供たちは、第一志望に全員合格をしましたので、あわせて報告させていただきます。ありがとうございました。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

予防接種の件ですが、高齢者の帯状疱疹についてなんですけれども、結構お年寄りの方が帯状疱

疹になって痛い痛い、いつまでも痛い痛いという方が結構大勢おられるように聞かせてもらいます。带状疱疹については、予防接種が大変有効なわけではないかなというふうに私は考えております。ぜひとも、診療所の先生と相談していただいて、検討していただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 検討はさせていただきたいんですけども、我々も、先ほど申し上げましたように副作用の件なんです。これにつきましては、臨床報告で50.6%の副作用があるという。ちょっとなかなか、そういうのを聞かせていただくと、うちから推奨して、個人的に受けられるのは、もうやぶさかじゃないんですけども、うちから公費助成をしてまで皆さん受けなさいよ、受けなさいよと、何でもない人にまでそういつて言うのは、ちょっと難しいところがあるのかなと思っております。うちの所長さんとも、先生とも相談しながら、また検討させていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、豪雪時の除雪対策について及び災害復旧についてを通告議題とし、藤原正人君の発言を許します。2番、藤原正人君。

○2番（藤原正人君） 通告書によりまして、初めに豪雪時の除雪対策について一般質問をさせていただきます。

豪雪というのはちょっと大げさなのかもわかりませんが、この冬は日本海側を中心に大雪となり、北陸地方では2日間にわたり車が身動きとれない事態も起きました。伊根町におきましては、例年より早く12月11日だったと思いますけれども、初雪が降りまして、年末年始は降雪もなく穏やかに過ごすことができました。

昨年、台風18号により、筒川河川の同じ箇所なんですけれども、過去3回目の決壊をしまして、1回目の決壊は三八豪雪の年とお聞きしました。それで、この冬は大雪になるでと冗談も言っていたわけですが、1月11日より2月中旬にかけて断続的に大雪となり、除雪をした後から除雪前以上の積雪があり、除雪も追いつかない状態の日もありました。18号台風につき、今年は大雪で倒壊するハウスが出るのではと思われましたが、生産者の皆さんは毎日のように除雪に励まれ、伊根町におきましては、1棟も倒壊ハウスを出すことなく、京都府からもお褒めの言葉をいただきました。

また、伊根地区におきましては、雪の捨て場もなくなり、排雪作業も行われました。冬季間の道路交通の確保は、日常生活を維持するためにも大変重要な作業であります。委託業者の作業員の方には、早朝3時ごろより通勤・通学時間に間に合うよう除雪作業をしていただいているわけですが、この冬のように積雪の多い年は危険も伴う作業で、雪のやり場も少なくなり、時間も長時間かかり、通勤・通学時間までに作業が間に合わないこともあります。

町長の挨拶にもありましたが、町道については、住民さんからの苦情もなく除雪作業ができたように伺っていますが、宇治地区から浜地区までの府道は、上地区から経ヶ岬までの国道178号線の除雪終了後となっており、今年は警報により学校も休校となり、スクールバスの運行にはさほど影響がなかったようですが、除雪に入るのが10時、11時になることもあったと伺っています。

国道・府道においては道幅・距離もあり、この冬のような大雪の年には誰が作業しても時間がかかるのは当たり前だと思います。基本的に、国道・府道と町道との路線は振り分けられていますが、今年のように積雪の多い年は、どれだけの積雪量からという線引きも難しいかと思われませんが、町道の除雪に入る際に、通行するのに支障がない程度の除雪により待避所と片側一車線の確保が、京都府との連携によりできないものかと考えられます。もしそうなれば、可能であろうと委託業者さんにも伺っておりますが、町長の見解をお聞きます。

次に、昨年の台風18号による災害復旧工事についてお尋ねします。

昨年の秋は、台風18号の襲来により、本庄・筒川地区において、家屋、農業施設がこれまでに記憶にないほどの甚大な被害に見舞われました。町また消防団の方々の迅速な対応により、幸いにも一人の犠牲者を出すこともなく新年を迎えることができました。最近の出来事のように感じましたが、早いもので半年が過ぎようとしており、雪が消え、災害の爪跡が目当たりになるようになり、改めて被害の大きさを感ずるところです。

河川、農地、水路等については、これからの復旧工事がされるわけですが、被害の極めて大きい箇所の耕作者の中には、春の作付に間に合うのか不安に思っておられる方もおられます。もう10日足らずで4月に入るわけですが、私自身、作付をおくらせざるを得ない団地も出てくるのではと思われます。もし、そのようなことが起きるようなら、着工はいつからか、作付時期がいつごろになるのか等の関係者への詳細説明の場が必要ではないかと思われまますが、そのような予定を考えておられるのかお伺いします。

また、激甚災害指定となり、受益者負担も大きく軽減されました。不在地主の方がほとんどだと思われまますが、復旧を希望されない方もおられ、地元または団地負担で復旧されるところもあると伺っています。そんな措置がとられるのも全ての団地でなく、復旧されない農地も出てくるそうですが、復旧されない農地は荒地となり、獣の生息地となると考えられます。隣接する団地、耕作地に悪影響がないのか、作付不可能な農地もあるように聞いていますが、その農地はどのような扱いになるのかお伺いします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、藤原議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の豪雪地の除雪対策についてでございます。

専決補正で説明をさせていただきましたとおり、今年は大変な大雪でありまして、当町の除雪費は例年の3.5倍、2,400万円になります。2月上旬から中旬にかけての大雪は、伊根町内の平野部でも1m近くの積雪になり、住民生活に大きな影響がございました。議員おっしゃいますように、民家やパイプハウスの被害がほとんどなかったことがせめてもの救いでありましたが、そのような中で、国府道や町道の除雪の遅れについて、何度か苦情等をいただいたことでございます。豪雪により遅くなるのは仕方がないが、改善の余地がないかという内容もありました。今回の藤原議員の一般質問でも、京都府の除雪体制のご指摘であろうかと思います。

国道178号の本庄上から経ヶ岬までと府道本庄港線及び府道本庄浜本庄宇治線は、1つの業者に除雪委託をしており、その工程は、議員おっしゃるとおり、本庄上から経ヶ岬に向かって除雪し、途中、府道本庄港線を除雪し、最後に府道本庄浜本庄宇治線の除雪となっております。したがって、豪雪時には、本庄浜までたどり着くのは昼前となったところでございます。

そこで、町道の除雪車を府道除雪に連携できないかのご質問でございますが、端的に申し上げますと、大変難しいと言わざるを得ません。豪雪時でも、町道の本庄浜区内の除雪はそれほど遅れることなく実施できましたが、本庄宇治から本庄浜までを除雪しながら本庄浜地区内へ行くとなると、今度はその分、本庄浜地内の町道除雪が遅れることとなります。いずれにしましても、除雪業者、オペレーターともに限りがございます。逆に、不足している状況でございます。

そういう中ではありまするが、京都府へ要望するとともに協議を行い、改善に向け取り組みたいと考えております。

次に、2点目の災害復旧についてでございます。

昨年は台風の上陸が4回あり、とりわけ伊根町では、9月の台風18号により十数年ぶりの大きな被害があったわけでございます。これから農地、農業用施設、林道、道路及び河川の災害復旧工事を進めてまいりまするが、これら復旧工事の完了見込みについては被災箇所によって異なるため、早期完了に努めてまいりまするが、一概に申し上げることはできません。おおむね、すべからく入札のほうは済みましたね、課長。

農業関係は、ちょっとまだ遅れている部分もありますけれども、おおむね済んでおりますので。

したがって、農地や農業施設及び関連する河川復旧工事につきましては、団地ごとなどでの見込みの説明を行ってまいりたいと思っております。ですから、今月末から月初めのころには、そういう説明会を行えるものと思っております。

また、水路などは、早急に被災した構造物が完成することができませんので、用水の確保ができるように、仮設工事について各請負業者との調整も考えております。

次に、今回被災した農地で復旧しない農地の数でございます。被災の要件によりますが、国の災害復旧対象と思われる農地災害で、復旧をしない農地は12筆でございます。そして、これらの農地の扱いでございまするが、個人で復旧するもの以外は荒地となると思われます。中山間地域等直接

支払事業や多面的機能支払交付金事業地内の農地につきましては、保全をしていかななくてはなりません。災害を理由に区域から外すこともできますので、やはり荒地になると思われます。できれば、農地を保全することで多面的機能の発揮に寄与していただきたいので、どうすれば維持管理していけるのか、ぜひとも議員のほうからもご提案をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 2番、藤原正人君。

○2番（藤原正人君） ありがとうございます。

除雪作業につきましては、町で対応するのはなかなか難しいことと思われま。京都府のほうと協議していただきまして、よりよい施策を、来年度からまた早い除雪ができるようお願いしたいと思ひます。

それとまた、災害復旧に関しましては、一日でも早い復旧を期待しまして、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、藤原正人君の一般質問を終わります。

次に、観光振興と過疎対策についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、観光振興と過疎対策について質問させていただきます。

当町は、舟屋が平成17年7月に重要伝統的建造物群保存地区に指定され、今日までに改修された建物は、トタン張りの側張りから杉板張りへ、また玄関や縁側のアルミサッシが木製建具へとかわり、昭和30年代の町並みに少しずつ変わろうとしております。

また、平成20年10月に徳島県上勝町で特定非営利活動法人日本で最も美しい村連合の第4回総会が開催され、伊根町の加盟が承認され、平成30年現在、加盟総数は63町村で、当町も今年で10年目を迎えます。漁業で盛んであった伊根地区も、毎年8月の終わりに開催される伊根花火やいろいろな宣伝効果により、国内の方や海外からの観光客が増加傾向であります。

住民の方の協力もあり、清掃活動や舟屋の歴史や伊根の町並み観光をする散策ガイド案内人、海上から観光案内できる海上タクシー、また4月にオープンする伊根町観光案内所も整備され、少しずつ観光振興が進んでいます。また、道の駅では、新しいトイレを建設されました。伊根地区内の下水道整備も終わり、交流観光施設舟屋日和や道路のカラー舗装などを整備し、伊根の町並みは大きく変わろうとしております。

また、今年度、滞在型体験観光まちづくり事業では、通過型の観光から滞在型の観光へ移行を推進ため、空き家を簡易宿舎に改修して宿泊施設を整備するとともに、その運営を行い、ノウハウを公開し、地域への波及を図る事業に9,600万の予算も計上されております。

かつて、鯨漁やブリ漁で盛んであったまちも、観光振興が進み、住民の方に浸透し、現在若い人たちをはじめ、舟屋を活用した観光業へと少しずつ転換しているように感じます。今後も舟屋を核とした観光振興は進むと思いますが、舟屋の町並み整備をはじめ、観光人口が増加していく中で、町長は舟屋を世界遺産登録に目指したい思いがあるのでしょうか。

また、伊根地区内では、下水道整備や側溝整備、道路のカラー舗装整備などが整備されますが、路肩には電柱があり、離合困難な場所や除雪作業が困難な場所もあります。ヨーロッパの主要都市や香港、シンガポールなどのアジアの主要都市では無電柱化が概成しているのに対して、日本の無電柱化率は、東京23区で8%、大阪市で6%と立ち遅れております。

今年3月3日の夜中12時過ぎに、舟屋日和のすぐ側の電柱から火災の通報があり出動をしました。幸い大きな火事・事故とはならなくてよかったです。後で橋北分署の分署長の話によりますと、3月1日の暴風により、導線端子カバーに塩が付着し、熱を帯び、出火したと言われました。また、出火した導線端子カバーには、6,600ワットの高压電線であるため、電力会社の専門員の方が来るまでは直接そこへ放水することはできないとも言われました。今月の消防団幹部会議においても、今後電柱からの火災については、直接放水はしない。直接放水すると感電をするので防護服が要るため、消防団員の方には飛び火するものに消火をしてほしいとのことであります。

そのようなことから、電柱や電線は、安全と景観や魅力を損なっています。国土交通省近畿整備

局では、防災、安全、快適、景観、観光の観点から、積極的に無電柱化を推進されております。そのようなことから、今後の取り組みとして、電線の地中化の考えはないでしょうか。

また、観光振興が進む中、筒川地域では高齢化が進み、毎年数人の高齢者の方がグループホーム等の施設に入所されるなど、人口減少と過疎に歯どめがかからないように思います。過疎や人口減少に悩む地域や地区に、現在、観光振興で交流人口を増加させ、過疎対策に何か結びつけるような町長が考える新たな秘策があるのでしょうか。

以上について、町長に答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目、舟屋を世界遺産登録を目指す思いがあるのかとのご質問でございます。

伊根の舟屋は、重要伝統的建造物群保存地区の指定、また日本で最も美しい村連合、世界で最も美しい湾クラブへの参画など、それら全て舟屋がキーワードとなっており、できることならステータスとも言える世界遺産登録を目指したいのはやまやまでございます。

しかしながら、現在隣接する宮津市におかれましては、天橋立を世界遺産にする会が活動を展開されており、その活動に対し当町も補助金を出し、応援をしている状況でございます。また、舟屋には住まれておられる方がおられまして、日々の暮らしがでございます。登録となると、生活そのものに大きな影響や規制が生まれることも考えられます。

こうしたことから、今当町が舟屋を世界遺産登録に向けて動き出すことは、難しいものがあるのかなと思うところでございます。

以前、天橋立を世界遺産にというお話があったとき、宮津市、伊根町、与謝野町、1市2町で取り組んでくださいという話があったとき、私、最初はお断りしたんですけれどもね。もう、宮津市さんと与謝野町さんでやってくださいと。伊根町は、その天橋立の世界遺産なんてことにかかわると、ぼけてしまっておかしいじゃないかと。そっちはそっちでやってくれたり、逆にそう言うとの腹の中で、うちのうちでしたいなという思いが確かにあったんです。ありましたけれども、なかなかそうはいかずに、バッファゾーンとして浦嶋神社を含めて1市2町で取り組んでおりますので。

その当時来られた方が、学者さんですけれども、大学の先生が、これ天橋立より伊根の舟屋のほうが、よっぽど世界遺産の登録がええんじゃないのと言われる方もおられたりして、そういう思いは甚だ膨らんだわけでありましてけれども、現状が現状でございますので、うちが今、世界遺産を目指すぞと見切るわけには、なかなかいけないのではないかと感じております。でも、いつかは、そういうこともやれるんじゃないかなと思っております。

次に、伊根地区内での電線の地中化でございますけれども、ご指摘のとおり狭隘な道路であるため、車両の離合や除雪に支障を来していることは事実でございます。また、地中化することで、電柱・電線が視野からなくなり、景観上においても、さらには良好なロケーションとなることは間違いございません。また、議員おっしゃったとおり、防災面でも大変有効であろうかなと思っております。

平成22年、知事さんとの和い和いミーティングがございました。私、1期目の一番最終の年であったかと思うんですけれども。そのとき、伊根浦での電線地中化が話題になりました、その和い和いミーティングの中でも。それを契機といたしまして、京都府とも協議をしながら、本町で調査検討をしております。当時は、対象事業費に大きな補助があったものの、470m余り、湾内470mですので一部なんですけれども、その事業費が3億円以上必要なこと、また関電やNTTの合意、京都府の無電線化整備計画との調整、さらには狭隘な道路での整備や技術的にも大変困難であること等々総合的に判断をし、見送った経緯がございます。

一番大きいのは予算です。470mが一部分であるということと、その470mをするのに3億でも、補助がありましたので、実質的には1億ちょっとでできたはずなんです。でも、平成22年当時、伊根町の財政、大変困難でありまして、こんなことを言うてはなんですけれども、今だったら、ひょっとして、えいやというようなことがいけんでもないかなと思うんですけれども、当時としてはなかなか、億単位のことがなかなか、一部分で億単位の仕事をすることは難しくございました。そして、また技術的に、電線や電柱の地中化というのは歩道です、基本的に。歩道を使

ってやるものであって、うちのところはその歩道がないんです。車道のところがあって、要所要所何mごとに大きな、議員もよそへ行って見られたらわかる、大きな何か変圧器というか大きなもの、ああいうのを置いていかんなんと。置く場所がないんです。

そういった兼ね合い、金銭面と、やはりその技術的に狭隘な道ではやれんです、なかなか。そういう意味合いにおいては、地中化よりも電線の移設、そっちのほうも考えたんですけども、なかなかやはり予算と技術面で、ちょっと現状が悪いもので断念をしたというか、見送った経緯がございます。

それ以降、下水道事業の整備完了し、カラー舗装化を進めておりますので、今、事業化に向けた検討を進めることは、これはちょっと今のところはやっていない状況でございます。

しかしながら、私、これ町長になった当初からの一つの大きな目標でございますので、また技術的にも大きく進歩しつつあり、事業費も安くなりつつあると聞いておりますので、数年後には再度検討いたしたく考えております。

3点目の、過疎や人口減少に悩む地域や地区において、観光振興で交流人口を増加させ、過疎対策に結びつける施策があるかのご質問でございますが、端的に申し上げまして、そのような秘策は持ち合わせていないところでございます。

第5次の伊根町総合計画では、目標年度である平成32年の目標人口を2,500人と設定をし、今まで施策を展開してまいりました。計画策定当時のコーホート法では、5年後の平成27年には1,961人、10年後の平成32年には1,625人になると予想されております。あと2年たったら1,625人になると、伊根町は、そのように予測をされておったわけでありまして。

しかし、現実の平成27年国勢調査では2,110人であり、減少はしているものの、予想値より高どまりの状況となっております。先ほど申しましたように、2年後の平成32年には、2,500人は無理でも、1,625人よりははるかに大きく減少を抑えることができるように思います。

交流人口につきましても、いわば議員もそのようなことをおっしゃるわけですが、私もそういうことを思っております。ある意味、正直なところ、人口が減るのはしゃあないなど。それをカバーするものを交流人口で持っていけないだろうか、そういうことは常々考えておまして、いわゆる交流人口が年間365人あれば、毎日1人あれば、これ1人の町民が増えたことになる、定住人口1人に相当する。36万5,000人交流人口があれば、これは1,000人に値する、そういった考えから、交流人口50万人を目標値として設定しております。平成29年の伊根町への観光入り込み客は速報値で30万人となっており、50万人にはまだまだほど遠いものがありますが、交流人口30万人でも定住人口800人に値するものと言えます。また、少しずつではありますが、移住をされる方もおられるわけでございます。

少しここで話は変わるんですけども、地方創生では、地方の人口減少が大きく問題にされております。昔から地方の農山漁村は、若年人口が都市部に流出したものであります。伊根町が合併した当時、昭和29年、7,732人おりました。それが今や2,100人余りであります。3分の1もないわけでありまして。地方の農山漁村というものは、すべからくそうでありました。

しかし、日本の人口は2008年まで増え続けております。昭和29年からうちのところは減りっ放しですけども、日本の国自体はずっと増えていったわけです。東京なんかは、その29年、800万人しかいなかった。今、1,400万人住む都市になろうとしているわけです。まあまあ、それが2011年を境に日本全体の人口が減ってきたから、地方創生においても人口減少、人口減少とわあわあ言い出したわけでありまして。

それはおいておいても、人口流出はなぜか。それは、都市の職場がよい形で増え続けたからであります。また、よりよい大学に行き、よりよい企業に勤め、都会で生活することがステータスのように皆さん言ったわけでありまして。それがゆえに、地方の少子高齢過疎は、自治体のせいではなく我が国全体を覆う一つの現象であり、今も基本的に流れは変わっていないと思います。多様性の時代と言いながら、社会の価値観の変化はほとんどない、そう言っても過言ではないと思います。若者に伊根町に残れ、漁業があるじゃないか、農業があるじゃないか、観光業があるぞとそう言っても、なかなか難しいものがあるかと思えます。

そんな中ではありますが、出て行かれた側は、その流れと現実を素直に理解し認識する必要があるかと思えます。その上で、現状をいかにしてよい状態に持っていかにかに我々腐心をしなければなりません。その作業が地域づくりでございます。そうでありますが、過去の人口が多かった時代の再現などは考えておりません。私は考えていない。そうではなく、少数の間人であっても、その地域でしっかりとした生産システム、きちんとした生活のシステムを構築することが大事と思えます。数で考えるのではなく、先進的かつ魅力的な少数社会を構築できていればよいと思えます。

先進的かつ魅力的な少数社会とは、これは人が減っても地域資源がよい形で活用され、充実した日々が過ごせる場をいいます。IT環境など、時代にふさわしい普遍的な環境を整える。インフラを整備する一方、都市にはない田舎暮らしの価値を積み重ねることが、農山漁村の地域づくりの基本と思えます。近き者喜ばば、遠き者来る。まずはこのまちに住む人々が幸せに暮らせるまちづくりを目指し、総合計画に沿った事業メニューを粛々と進めたく思えます。このように考えていることを申し上げ、答弁いたします。

また、筒川に限った話になりますと、1年前ですか、空き家を改修してそぼどころをやろうじゃないか、またそこで民泊をしてもいいじゃないか、そういう話を計画進めましたけれども、これは今、頓挫しているのに大変懸念を持っております。また、今なかなか詳しくは申し上げられませんけれども、京都府さんがやっておられます風力発電も終わります。これに、新たな民間事業者が参入されるようであります。これ、確かじゃないですから、余り言い切れませんが。その業者さんには、極力地元振興に携わっていただくように協議を重ねていきますので、その辺のところ、ご理解のほど、またよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

世界遺産については、天橋立が世界遺産登録を目指しているということで、北部は一つになってその取り組みを頑張っていたきたい。伊根の舟屋もそういったチャンスがあるのかなというふうには思いますが、そういうふうにして頑張っていたきたいなというふうには思っています。

あとは、伊根地区におきましては、今、観光客が車椅子の方もおられますし、災害が起きたときに電柱が倒れた場合、伊根には通り抜けする道がない、裏道がないということで、やっぱり無電柱化というのは前向きに取り組んで、国土交通省近畿整備局でも毎年のようにそういう無電柱化のことは進めておるので、ちょっと考えていただきたいなというふうには感じました。

以上で終わります。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

最後に、地籍調査事業等の計画について、防災・減災対策の強化について及び複式学級への教育環境支援についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 自由民主党の濱野でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。3番、濱野茂樹君。

まず1点目でございますが、地籍調査事業等の計画についてお伺いいたします。

土地の戸籍とも言われる地籍。地籍は、個人の土地取引から公共事業や開発事業に至るまで、土地に関するさまざまな行為の基礎的な情報となります。地籍調査は、全ての地籍を明確にするため、市町村が主な実施主体となって、一筆ごとに土地の境界や所有者など調査・確認します。そして、その境界と面積を正確に測量し、国土の利用実態の正確な把握には欠かすことができません。

地籍調査の利点は多く、特に住民にとってはメリットしかないとされています。利点の1つ目として、公共事業を円滑に実施することができます。正確な地図ができ上がっていることで測量を繰り返す必要がなくなり、土地取引の円滑化、公共事業のコスト縮減、山林における森林管理の適正化をはじめとする費用と時間が節減できます。利点の2つ目としましては、災害時の早急な復旧・復興に効果を発揮いたします。これは、地震や台風、竜巻などの被害に遭った場合、復旧にすぐ取り組むためには、個々の土地の地権者を特定して境界・面積を確認しなければなりません。事前に地籍調査を行うことで、地籍図をもとに個々の土地の境界・面積を復元でき、復旧・復興の迅速な対応が可能でございます。東日本大震災でも、地籍調査が災害時の迅速な復旧・復興に役立つ事例があります。

しかしながら、我が国日本全体では、地籍の約半分しか明確になっておりません。地籍調査は、昭和26年に国土調査法が制定され創設されたもので、京都府内では昭和33年から市町で事業実施されております。現在、京都府では、平成28年度末時点で、調査対象面積4,467平方キロメートルのうち、実施面積は343平方キロメートル、進捗率は全国ワースト1位の8%となっております。

先月視察に訪れました和歌山県では、地籍調査の総事業費が11年連続1位、全市町村が調査を実施しており、着手率100%となっております。府下市町村では、京田辺市が完了しているほか、北部5市を含む11市町が実施中、与謝野町、和東町を含む5市町が休止中、そして当町を含む9市町村が未着手でございます。

地籍調査は、市町村が国・府の補助を得て実施し、事業成果、地籍簿、地籍図は法務局に備えつけられます。負担区分は、国が2分の1、都道府県4分の1、市町村が4分の1で、都道府県と市町村負担分には特別交付税措置があり、実質の市町村負担は5%でございます。

林地台帳についても触れておきます。平成28年5月に森林法の一部改正において、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備、公表する、林地台帳制度が創設されました。林地台帳の整備によって、直ちに所有者・境界が確定するというものではありませんが、情報の修正・更新を適切に行うことによる精度の向上や、森林組合や林業事業者が所有者に関する情報を入手し、作業集約化が促進されること等が期待されています。改正森林法の施行日は平成29年4月1日ですが、林地台帳の整備に当たっては十分な準備期間を確保する必要があることから、平成31年3月末まで経過措置が設定されており、それまでの間に林地台帳を整備する必要があります。

業務の多様化、災害復旧等、人員の確保が厳しい昨今ではありますが、土地取引や公共事業の円滑化、適正な土地利用計画の策定、災害の際の迅速な復旧等、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として利用される地籍調査の実施、また林地台帳の整備について、町長の見解を伺います。

次に、防災・減災対策の強化について質問いたします。

まず1点目が、防災・減災を実現する上で、命を守る事前行動計画、タイムラインの手法を取り入れることを提案いたします。タイムラインの開発は、2011年末にアメリカ・ニュージャージー州危機管理局が州政府のハリケーンレスポンスプラン、つまり初動対応計画の附属書として構築されました。構築された理由は、その年に東海岸に上陸したハリケーンへの防災対応に課題を残したため、その事後検証において、改善策の一つとしてハリケーン用の事前防災行動計画として開発、導入されたのがタイムラインの始まりでございます。

日本の台風も、太平洋で発生し、上陸して災害を引き起こすまで、台風にもよりますが、結構時間があり、先を見越した事前の防災・減災が可能でございます。これまでの災害対応は、例えば河川が一定の水位を超えたとき、あるいはそのおそれがあるときに、避難指示を出すといった事態が起きてから行っていました。しかし、いつ起こるかわからない地震や竜巻などと違い、台風は被害が生じるおそれのあることを予測するまでに時間的な余裕があります。

そういう意味から、タイムラインによって、いつ誰が何をするのかを時系列でルール化し、関係機関が共有することで、災害対応のおくれを防ぐこととなります。避難所の開設や避難指示を促す時点をあらかじめ決めておいたり、また学校の臨時休業の決定時期を定めておき、早期の帰宅を促せます。タイムラインとは、台風が発生して上陸するまでの数日間を使って事前に防災行動を行い、被害の防止や、発災後の早期復旧を実現する防災計画でございます。

先日、我が党青年局の鯨サミットの際に視察でお邪魔しました三重県紀宝町でも、2011年台風12号により紀伊半島において甚大な被害を受けたことから、全町挙げて意見を出し合い、紀宝町に合ったタイムラインを整備されています。また、国交省でも、4月に直轄河川水系で水害時の行動計画タイムラインを始めると発表され、それによりますと、例えば36時間前までに国交省に災害対策本部を設置、順次交通事業者に運行停止を予告、市町村に避難方針を発表、そして、住民に対しては防災グッズの準備をなどと、事前の対応で被害軽減を目指すそうで、河川事務所と市町村、气象台が中心になり、地域特性に合わせて策定するそうでございます。

本町でも、タイムラインは災害への備えを十分になし得ると思います。相次ぐ自然災害に備え、

被害を最小限にとどめる取り組みとして、台風等に係る災害を予知、いつ誰が何をするのかを事前に明確にしておく事前防災行動計画を、住民の安全・安心のために導入することを提案いたします。ご見解をお伺いいたします。

次に、災害対応における SNS の活用について質問いたします。

災害対応として初期段階から一貫して求めるものの一つに、情報収集が上げられます。これに関しては、従来から気象情報や事故情報等、公的機関によるもののほか、各種報道機関を含む民間機関により、さまざまな情報が収集・発信されています。

こうした中、近年一般住民が SNS を活用し、時々刻々と変化する情報を数多く発信されています。これら SNS 上に発信される情報は、災害現場またその近辺からの発信である場合や災害発生直後、場合によっては災害発生前後の時間経過に合わせて発信される等、臨場感、即時性を有する貴重な情報源であると言えます。このため、SNS に発信される情報を上手に収集・分析し活用することにより、住民に対する避難指示や被災者への支援等に関し、より効果的な対応につなげることができると考えられます。

また、災害時における行政側からの情報発信としては、防災行政無線、緊急速報メール等、さまざまな情報伝達手段が利用されていますが、情報の拡散をさらに進めるためには、SNS を情報発信手段として活用することが有効であると考えられます。

当町では、以前より一般質問等で提言し、現在本町では専門の職員を配置し SNS が運用されていますが、一担当者、一部署に限らず、全庁的に SNS を管理し、担当者が不在の際でも、休日はもちろん有事の際にも対応できるようにするなど、また消防団でも活用することで、消防と災害対策本部との連携がさらにできるのではないかと思います。

内閣官房 I T 総合戦略室では、SNS を活用した情報収集のための検索用語集や、検索語組み合わせの事例なども示しています。SNS を情報収集や分析、動向の検証に有効だと考えますが、災害時における情報収集、情報共有、情報分析の手段として SNS を積極的に活用することについて、町長の見解を伺います。

それでは、最後に、複式学級への教育環境支援についてお伺いしたいと思います。

今年度、本町には同一学級に 2 個学年を収容して編成する学級、複式学級が、両小学校に存在しております。また、せんだっては、常任委員会であります総務委員会のほうで、複式学級の現場を視察されてこられました。私自身も、保護者の一人として授業参観を、少しだけではございますが拝見したこともございます。

複式学級の運営においては、まず学校長をはじめ、担当の先生、格差をなくすための指導法の工夫に並々ならぬご努力をいただいていることは、敬意を表したいと思います。今回の質問に当たり、両小学校の複式学級に通う児童の保護者の方々より意見を徴してまいりました。端的に申し上げ、教育費の無償化、町の教育支援策には、現時点で、複式学級以外については大変満足されておられます。しかし、どなたも複式学級について、これからも現在の環境を続けてほしいというような意見はなく、複式学級の回避・解消、指導員の配置等の教育支援を強く要望されておられました。複式学級の児童を持つ保護者からすれば、至極当然の意見だろうと思います。たまたま同級生が少なく、制度上複式学級に通わなければならない、それが現状ではないでしょうか。

小学校時の指導を手厚く行うことで、将来進学率向上や安定した就職につながるなどの研究成果も出ております。栃木県大田原市をはじめ、市町の単費で非常勤教育職員が採用され複式支援に当たっており、学習内容が異なる場面での単式の授業を行うことにより、知識、技能の習得が効果的に図れるよう配慮がなされている市町もございます。

本町でも以前は緊急雇用創出事業を活用して、指導補助員が配置されておりました。しかしながら、現在は配置されておられません。奈良県吉野町では、地域おこし協力隊の制度を活用して、授業、放課後学習等支援を実施されています。財源や人材に限られるのであれば、この制度等を活用してでも、また ICT による遠隔授業等、指導員の配置や知恵と工夫で、複式学級に通う子供たちの学習指導環境はある程度緩和されると思います。

いつの時代にあっても、子供たちは未来を担う宝であります。子供たちに夢と希望を与え、健康で心豊かに育つ環境を整えることは、我々の責務であります。個々に応じた確かな学力を育み、誰

もが学びを通じて喜びと楽しさを実感できる教育環境づくりを進めるためにも、児童の学力の低下を避け、教師の負担を軽減するなど、複式学級を円滑に進めるために、複式学級への学習指導員の配置と複式学級児童への教育支援が必要だと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

いろいろとたくさんご提言いただくんですけども、濱野議員もいろんなところとか、国の制度とか、いろいろとお聞きになるんでしょうけれども、そういったものもいいんですけども、そういったものの対象となるのが、当町においてはどういう現状と課題があるのかということ、そこをもう一つ掘り下げていただくと、もう一ついい形、議論になるんじゃないかなと、1点、冒頭それを申し上げながら進めさせていただきます。

初めに、1点目のご質問、地籍調査事業等の計画についてでございます。

地籍調査の有効性については議員おっしゃるとおりであり、改めて私のほうから述べるべくもございません。国のほうからも法改正のあった平成22年に要請もありました。では、本町としてどのように取り組むかということになろうかと思えます。

今ある公図と比べ、電子基準点をもとに座標による測量は正確なものができます。行政主導で土地家屋調査士へ委託して進めるにしても、民民の境界確認になりますので、地元説明会、境界確認の立ち会いの案内など、行政が担う部分が必ず出てきます。また、境界確認となりますと、双方の意見が食い違い、確認までいかない案件も想定できます。全くの新規事業であります。伊根町、いまだやっておりませんので。人員を増やさないと取り組むことができないわけでございます。

また、一旦取り組みましたら、町内全域に進めていくこととなるため、どうですかね、3年、5年、そんなんで完了が見込めるものならいざ知らず、10年、20年、30年、50年たっても、なかなか完了は見込めないものではないかなと考えております。

そこで、この事業を行政として直ちに必ず行わなければならない事業か、あったほうがよい事業かということになろうかと思えます。マストかウォントでありまして、その意味でいけばウォントだろうかと思えます。これまででなかなか実施に踏み切れなかったことを、少しご理解のほどをお願いしたいなと思うところでございます。この事業にすぐ取り組まないことで、町民の皆様に著しく不利益を与えたりとか、利便性を損なうということは余りないのではないかなと思っております。

ちなみに、議員もおっしゃられましたけれども、平成28年度末の面積による進捗状況でございますが、京都府では8%しか進んでおりません。府内市町村の取り組み状況も、本町と同じ未着手が10団体、休止中が4団体といったところでございます。財政負担が伴うから進まないのかと申しますと、そうでもないわけでありまして。議員おっしゃったとおりです。国が半分、都道府県が4分の1、市町村が4分の1、その4分の1も特交措置が講じられるというものであります。しかしながら、本町も含め、全国的になかなか進んでいないのが現状でございます。しない、できないの理由の答弁のように思われますが、今は実施に踏み切れないうところでございます。

現実的に、想像を働かせますと、イメージしますと、伊根町の場合、相続ができていないところが多数ございます。そうでありますから、所有者と登記上の所有者、これが違うところがたくさんある。また、おられなくて町外地主であったり、また埋立地などが海岸線多くございまして未登記埋立地、はたまた今度は民民の境界の問題、これ、1センチでけんかするんですよ。すぐにとまるんです。どことは申しませんが、名前は出しませんけれども、近隣の市町でも三、四年前から取り組まれて休止。また始めて休止。去年始めてまた休止。これ結局、職員がついていけないのです、結局のところ。結局、今言ったような問題にすべからくぶち当たって進まんです。それが大きく想定をされるわけでありまして。

そうでありますから、我々現在でも亀島本庄線であったり、大原住宅、または町道湯の山線等々、そういった事業ごとにかかわる土地の事業ごとに、そのかかわる土地の整理を順次行っていけばいいのかなと。ちょっと消極的ではございますけれども、議員おっしゃることに比べれば。しかしながら、現状としてはそのように取り組んでまいりたいなと思っております。やるぞと言おうと思うと、ちょっと、なかなか根性を据えてかからんとできないものでありますので。

また、林地台帳の整備につきましては、平成28年の森林法改正により、市町村が統一的な基準

に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備、公表する林地台帳制度が創設されたところであり、平成31年度からは本格運用を開始することとされております。

しかしながら、都道府県が整備方針を立て、市町村と調整した上で進めていくこととされており、京都府からは30年度中に方針が出され、市町村は整備しなければならないとなるようでございますが、まだ何も示されておられません。動向を注視いたしたく思っております。

次に、2点目の防災・減災対策の強化についてでございます。

初めに、タイムラインの策定についてでございますが、現在、筒川の洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目した防災行動計画、いわゆるタイムラインについて、京都府と調整をしている状況でございます。策定中であります。当町のは、ほぼある、言ってみればあるんです。それを京都府さんと今調整中でございます。

内容につきましては、伊根町地域防災計画第2章の第9節、避難に関する計画に上げられている対応・行動を、時系列にまとめたものとなっております。本町では、災害発生前に災害対策あるいは警戒に関する会議を開催し、どのような被害が予想されるか、その対応を本防災計画に基づき、いつ誰が何をするのかについて毎回確認を行っております。議員のご指摘のとおり、災害発生前の事前準備、早目の防災行動が被害を最小限に抑えることができます。引き続き、事前準備、早目の防災行動を実施してまいります。

タイムラインとアメリカのああいいう大きなまち、それとまた我々のような小さなまち、それぞれにありますので、伊根町は伊根町に合った方式のそういったタイムラインをつくってまいりたく思っております。

次に、2つ目の災害対応におけるSNSの活用についてでございます。

災害対応における現地情報というのは、避難、災害復旧を実施するに当たり、非常に重要な情報となります。筒川が破堤した平成29年、台風第18号災害では、消防団員あるいは避難所に待機している職員が行った情報収集、写真はメール、後日提出でありますけれども、によって、避難行動の発信及び国土交通省に排水ポンプ車を要請するなどの災害対応につながっております。

河川の氾濫が始まったときも、水が引き始めた直後も、さらに翌日も、私、実際の現場におりました。現場におりまして被害状況を確認し、全職員に災害復旧について指示をしております。一般住民のSNSでの発信がなくとも、適切な災害対応はとれたものと思っております。先ほどもおっしゃいましたけれども、大都市ならいざ知らず、この小さな伊根町であります。災害現場の情報は、消防、警察、役場、その職員と住民で共有できるものと考えておりますし、共有をいたしまして、現実に災害対応に当たったわけでございます。

なかなか難しいんです。警察の皆さんでも、ああいいう、こちらに地区巡査部長で来られても、大きい災害に遭ったことがない方もおられるんです。朝妻の三叉路のところで、もう小石が道路にあふれているから通行止めになりますという連絡も入りました。私、行きて、せんでもええ言うたんです。いつもや、こんなものと。伊根町ではいつもこんなものですから、こんなところ通行止めしたらあかん、せんでもいいと。そういうのは、我々は我々のまちなりに、箇所とか分かっておりまして、ノウハウもありますので、それぞれ重点的に指示出せるところがありますので、見て回りながらやっていけるものだなと、そのように思うところでございます。

議員のご指摘にありますSNSアプリの活用に関して、スマホアプリ、京都災害報告APPを京都府が開発されており、消防団員の皆さんに紹介しております。しかし、なかなか災害対応の現場ではそのような余裕もなく、また台風第18号のような甚大な災害発生中においては、命を守る行動も必要となってきますので、その場ですぐSNSの更新をやりとりするのはなかなか困難ではなからうかと思っております。

避難情報につきましては、12月議会の上辻議員の一般質問でも回答させていただきましたように、エリアメール、伊根町ホームページ、フェイスブック及びメーリングリスト登録者への情報発信はしております。引き続き、関係機関と協力を行い、適切な災害対応につなげていきたいと考えております。

しかしながら、一般住民の皆さんは、ああいいう大きな災害が起きている状況の中、SNS発信のために河川に近づいたりするというようなことは、そのような行動は避けていただきたいと思

っております。速やかな避難をお願いするところがございます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 濱野議員のご質問にお答えします。

伊根町の複式学級につきましては、国の学級編成基準では、2つの学年の子供の数を合わせて、小学校は16名、中学校は8名と定められています。国の基準でいきますと、伊根小学校では2つの複式、本庄小学校では3複式となります。しかし、京都府の学級編制基準で国の定める人数よりも引き下げた小学校では12名、中学校は京都府・国とも8名となっております。この基準に基づき、伊根町では伊根小学校で1複式、本庄小学校で2複式を設置しています。ただし、1年生、6年生についてはできる限り複式学級にならないように、学校において配慮をしています。

複式学校が設置となりましたのは、本庄小学校は平成17年度から、伊根小学校は平成25年度から、今後も継続となる見込みであります。

このような状況の中、平成21年度から平成25年度まで、国の緊急雇用対策事業により、小中学校へ教育充実事業として1名ずつ雇用し、学習支援員として配置しました。この支援員は、複式学級に入って授業をするのではなく、学校運営全体、またどの学級へも入って学習への支援に当たっていただいたものであります。T2であります。しかし、緊急雇用対策事業が終了後は、配置することなく現在に至っています。

平成18年度、市町村立学校職員給与負担法の改正により、市町村が給与費を負担することで、独自に教職員を任用することが可能となっております。町単費で教員を雇用すれば、複式学級の解消が図られることにもなりますが、例えば2つの学年のどちらかが多人数、多い人数であるから単式学級とするのが教育環境的にも良好であるとの考え方で、複式を解消し単式学級にすることは、他の複式学級と公平性に欠けることとなります。現在の複式学級数は2校で3学級ありますので、複式学級を解消するとした場合、3名の雇用が必要となります。

しかし、誰でもよいということにはならず、教員免許保持者であること、一定経験も必要であります。また、人件費等の財源確保について京都府とも検討する必要、そして町とも検討する必要がございます。さらには、複式学級解消の教員として一度雇用しますと、教育環境の公平性などから、学級が解消されるまで継続雇用が求められることになると考えます。また、雇用する教員は期限付任用職員としての雇用になり、毎年人材の確保にも苦慮することになるろうと思っています。

このような状況から、現在の配置の教職員で、府費負担教員のみで学校運営をしています。今後、緊急雇用対策事業のような財源措置があれば、複式学級解消に限定した人材ではなく、学校運営全体への支援として、雇用に向け検討したくは考えますが、町単費での雇用は厳しいかと考えています。したがって、今後も複式学級は現状どおりで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 町長さんの答弁については、想定していたとおりのご答弁をいただいたというふうに思っており、今回は地籍調査についてもしっかり、こういったことがありますよということで、まずはお話をさせていただいたという意味合いでありますので。

ただ、相続については、やっぱり年がたてばたつほど、相続人不存在であったりとか、登記の関係上、なかなか難しくなってくるというのが、もう現状では当たり前だと思います。いつかのタイミングで、人の、職員の配置であったりとかいう問題は重々承知しておりますけれども、頭の片隅に、やっぱり地籍調査はいつかはという思いをお持ちいただきたいなというふうに思います。

教育長、答弁ありがとうございました。もう少し前向きな答弁がいただけるのかなというふうに思って、楽しみにしておりました。財源がないからできない、当たりの答弁をいただいたわけでございますけれども。

先ほども申しました奈良県吉野町では、地域おこし協力隊の制度を活用して、実際に学習支援に当たられているわけですね。不可能ではないわけですよ。しっかりと先生も確保いただいている。でも伊根町はできないんだと。努力によってそういったことが少しでも解消いただけるのであれば、ぜひ教育長、今からでも募集はあるわけですよ。前向きに解消に向けて。

今日、保護者の方も傍聴に来られていますけれども、人数が8名と3名のところの複式でやられているんですね、伊根小学校でいうと。やっぱり、人数が2人と2人であれば、まだ複式の利点もあるでしょう。でも、8名と3人では、やっぱり大人数の子たちのほうがにぎやかであって、授業に集中できる環境かどうかという、決して、先生の努力は認めますけれども、ないと思いますよ。やはり平等に学習機会を与えるためにも、複式学級については何らかの対策が必要だと思えますが、教育長の答弁を求めたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 再度努力をするようにというように質問がありましたので、今、伊根町教育委員会としては、京都府の教育委員会と平成30年度に向けた人事配置等の検討協議を進めているところです。これが1点目です。

それから、2点目の吉野町の他市町の状況について、いろいろな財源を活用して、教育の充実を図ろうという取り組みについては、頭が下がる思いであります。そのようにしていきたいというのは思っているところであります。

ただ、現在のところ、今進行中でありますので、町長部局とも連携を図りながら、検討をしていると答弁させていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問を全部終了しました。

ここで休憩をいたします。再開を40分、11時40分再開で行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 11時30分

再開 11時39分

○議長（泉 敏夫君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第32号

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、議案第32号 平成29年度亀島本庄浜線防災安全対策工事（新井）請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第32号 平成29年度亀島本庄浜線防災安全対策工事（新井）請負契約の締結についてでございます。

国の補正予算が成立したことに伴って事業費の追加内示があり、事業進捗を図るものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 議案第32号 平成29年度亀島本庄浜線防災安全対策工事（新井）請負契約の締結について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） 全面通行止めというふうにお聞かせいただきましたが、参考のためにどれくらいの期間通行止めになるのか、お聞かせください。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） まだ契約が成立した後に業者と工程については詰めるわけですが、実際に期間的にもちょっとすぐに申し上げられません。ただ、一月以上、二月とかそういう単位での通行止めになると思われまます。それにつきましては、町道上にクレーンを置いて作業をするということで、クレーンを置かないことには作業ができませんので、日中は通行止めになるのかなと考えております。その工程についてもいつからというもの、最初のころはまだ表面を清掃したりして下段階をして、その後に鉄筋を挿入する段階でそういう通行止めの作業が行われますので、これの実際の期間についてはまだ詳細が出ておりませんので詳しくは申し上げられませんが、1カ月、2カ月というそういう月単位になるということだけ報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（泉 敏夫君） ほかにご質疑ございませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 全面通行止めとなるわけで、4月からスクールバスのほうが伊根町のコミュニティバスへ同乗する仕組みになります。その辺の関係で朝の通学の時間、コミュニティバスのほうは代替運行をもちろんされる予定が計画されているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 朝通学の時間は恐らく避けることができますと思います。帰りですね、この辺の調整を業者とまた教育委員会も入っていただいて、できることなら調整できるものであれば調整していきたいなと思っております。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成29年度亀島本庄浜線防災安全対策工事（新井）請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第11号

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、議案第11号 平成30年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） お先にすみません。

それでは、議案第11号 平成30年度伊根町一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

平成30年度予算では、子育て支援、定住促進、福祉対策、農林水産業をベースとした観光振興を目指す予算が提案されております。定住化促進住宅大原団地など大型の建設事業の完了などにより歳入歳出予算の総額は27億8,500万円で、前年度と比較し2.6%の減となっております。

本予算では、一般質問させていただきました新たな子育て支援策として、3歳児以上の保育料の完全無料化、小学校の普通教室の空調機設置とトイレの洋式化等、若者支援にも十分に取り組んでおられ、大いに評価するものでございます。

従前からの義務教育費の無償化とあわせて、子育て支援のさらなる充実が図られており、本町が子育て世代に優しいまちを積極的に対外的にもPRできる、胸を張れる制度だと思っております。この子育て世帯の負担軽減にあわせ、定住促進につなげていただきたいと思います。

そのほかの予算案についても、将来の産業基盤となる増収を行い、住宅改修助成事業の延長、農林水産業・商工観光業振興対策事業の充実、山間部へのお試し住宅の整備をはじめとする定住促進など、さまざまな施策を推進していくため効果の低い事業は見直され、住民生活につながる分野に重点的な予算配分となっております。

予算の進行管理に基づき予算の執行に当たっては、従来以上のスピード感を持って推し進めていただきたいことと、建設工事を発注する際に当たっては、今まで以上に事前計画や事前の調査、協議、調整等を適切、慎重に行っていただき、契約期間中にできる限り設計変更が生じないよう申し添えておきます。

本予算は、希望あふれる伊根町へ将来を担う若い世代や子供たちに引き継いでいくためにも、町民の期待に応えられるものでございます。今後一層の行革の推進、各実施計画に沿った施策の充実、それに対して決してとどまらず、着実に、堅実に渾身の努力がなされ、たくましく、優しく、誇りある伊根町となることを大いに期待いたします。

以上、申し上げた認識のもと、提案されている平成30年度一般会計当初予算について原案どお

り成立することを期するものであることを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、私も平成30年度一般会計予算に賛成の立場で、議員団を代表いたしまして討論に参加をいたします。

さて、本予算は、平成29年度対比7,500万円の減額、増減率マイナス2.6%で近年の予算推移に倣った抑制的な予算であります。本予算では5年間の1期を終えます住宅改修事業、3割を超える利用状況や5億円近い総事業費を見ると、大きな成果であったものと思います。2期目の3年間の住宅改修助成事業も町内の中小業者の仕事確保につながり、地域を本当に元気にするという点で町内のほかの業種にも波及効果があり、大きく期待するところであります。

農業分野では、米の生産調整の廃止、米の直接支払交付金の廃止、収入保険制度の導入など、平成30年度は農政が大きく変わる年であります。今後、どのような情勢となるのか注目をして、即座に対応できるよう動向を見守っていかねばなりません。そういう中で、新規就農支援事業や移住促進住宅整備事業補助金、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業などによって若い農家が自立をして、伊根町農業の中心となってもらえることを期待し、さらに今後不在地主の増加や空き農地が増えてくると予想される中で、若い方々が張り合いを持って農業ができるよう基盤の整備と支援の充実、協力農場プランの策定支援など、今後も期待をしているところでございます。

本年度以降、米は生産者みずからの経営判断により、需要に応じた生産に取り組んでいかなければなりません。米の産地間競争が激化することが想定をされ、米の価格もどうなるのか大きな不安でございます。伊根町の農業がどうあるべきかのあり方から再検討しなくてはならない状況にもなります。町独自の支援も含め、農村集落の維持、発展のために検討が必要かと思っております。

本予算の目玉の一つであります滞在型体験観光まちづくり事業は、財源内訳として国の支出と7割を後年度国が交付税算入してくれる過疎債の発行とで大半は賄い、自己資金は590万円ということで、思い切った予算投資ではありますが、空き舟屋の有効活用と雇用の確保などを期待するところであります。同業者や近隣住民との摩擦のないよう十分意見を聞きながら進めていただきたいと思います。

有害鳥獣対策では、鳥獣の捕獲と追い払い、侵入防止策設置の3点を効果的に実施されることが、有害鳥獣対策の中心となることがまとめられてきております。さらに、この3点を深く追求することが求められ、研究機関と連携しながら獣害のない、安心して農業が営める環境づくりに進めていただきたいと思います。

猿の捕獲も一定進んでいますが、被害の正確な把握で、個体数調整の必要性を京都府に数字でもって強く訴えるようにすることが必要であります。猿も捕獲管理という考え方から近年個体数調整に考えがシフトをし、さらに個体数調整も群れの全滅も含め考え方が変わってきているということでありまして、猿の大型捕獲檻での大量駆除には大きく期待をしているところであります。

これは私見ですが、私は猿がカマヤ海岸の一部に生息していた時期にまで時間を巻き戻すくらいの個体数調整をすべきだと思っております。高齢者が野菜づくりを楽しむ時代を復活ができればと思っております。高齢者福祉の一環としてもこのことは重要なことだと思っております。

熊についても最近の出没数は異常に多くなり、集落にも頻繁に出てきております。京都府の熊の有害捕獲に働き始めたようではありますが、人への被害が出る前にさらに京都府へ強力に有害捕獲への必要性を訴えていただきたいと思いますと思っております。

町道改良事業では、町民要望の高い生活関連道の改良が図られ期待をするところであります。

まちづくり推進事業は、まちづくりを推進しようとする団体にとって大変有意義な制度かと思っております。町内団体に十分な周知をいただいて、効果的な補助金となることを期待します。中でも生き生きまちづくり応援補助金では、最終年度となり、自治会としては比較的自由に使える補助金として自治会にとっても便利なもので頼もしい事業であります。できるだけ自治会に使ってもらえるよう周知と次年度以降も継続、さらにバージョンアップできるような研究をお願いするものであります。

教育の無償化事業は、4年目で子供は地域の宝という視点で、全国に伊根町の姿勢を発信してい

ることは有意義であります。大きく評価をいたすところであります。また、本年度より3歳以上の保育料の無償化、大学生らへの奨学金制度は、伊根町で生活する保護者への大きな応援となり、また青雲の志を持つ学生を大きく励ますものであります。提案でございますが、この利用者が卒業までに一度伊根町への思いや、伊根町への提案等を簡易な論文としてできる限り提出をいただけるような制度ができれば私は思っております。初めて外から見た伊根町を柔軟な発想で書いてもらうことは意義のあることかと思えます。また、小学校のエアコン設置とトイレの一部洋式化は待ち望んでいたもので、子供たちにも大変喜んでもらえるものと思えます。

最後に、伊根町が町民との対話を重視し、町民の理解を求めながら小さな自治体のよさを生かし、小さくても元気で誇りあるまちづくりを目指し、伊根町に生活する町民を大いに激励をするならば、町民に未来の展望を与えることができます。町民の暮らしと命を守る立場で、一層のご努力をいただきますことを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論ございませんか。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 議案第11号 平成30年度伊根町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

当初予算2億8,500万円であり、特筆すべきは住宅改修助成事業の継続であり、地域内の産業を活性化し、既存住宅の長寿命化を図る上で賢明な判断だと評価するものであります。さらなる活用を望むものでございます。また、海岸部にお試し住宅の整備を終えた定住促進事業が今年度は山版お試し住宅として予算化したことも大きな躍進と捉えております。今後は箱を整備しただけではなく、お試し住宅の利用者に対し行政のみならず、地域の住民がどのようなかわりを持てるか、また課題を解決し移住、定住につなげることができるかが問われてまいります。

平成29年度当初予算で滞在型体験観光まちづくり事業の質疑の中で、多額の改修費用を指摘したことにより再検討との回答を引き出したつもりでございましたが、平成30年度当初予算において変わらぬ予算計上がなされております。議員として慚愧に堪えません。また、今回の事業について同業者となる皆様から舟屋改修に多額の費用を計上されているということに対しまして、疑問視や行政に対する不信感などが支配しております。今回の事業は、将来の伊根町発展との目的とは思いますが、手本となるモデル宿泊事業であり、伊根地区においては空き家の利用を促すことも可能と考えられます。しかしながら、私たち町民にとっては大きな事業と思えます。決して行政が業者に丸投げし、強引に進めるものではないと思えます。ここはぜひとも同業者を招いた、含めた町民への説明会などを設定し、事業の経緯、明確な運営体制、多額の改修費用の必要性などを説明し理解を求めるべきだと思います。重ねて事業説明会を開催すべきというふうに私は思います。苦言を呈しますが、伊根町を支える職員の問題についても触れさせていただきます。

平成29年から30年度末において、定年を迎えずして退職が目立つように感じております。個人的な事情がございましょうが、少ない職員の中では大きな問題だと思います。町民の中からは行政運営を不安視する声もあることをご承知ください。

選挙対応のための超過勤務の計上がありました。それ以上の超勤を抑制しながら業務を推進することは、負担の増大につながる可能性を含んでおります。さらなる悪循環が懸念されます。特に、災害復興にかかわる遅れは、1次産業に従事する町民に予測不能な影響があると考えられます。

いずれにいたしましても丁寧な説明が求められます。どうかどうか極めて難しい局面ではありましようが、町長をはじめ、職員の士気を上げていただきたく思います。町民の生命、財産を守るため、私たち議員も微力ながら協力する意思をつけ加えておきます。

吉本町政が目指す「人が生き生き」をスローガンにして邁進していただくことを希望し、平成30年度伊根町一般会計当初予算の賛成の討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成30年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

そこでお諮りします。連続でずっとやったほうがいいでしょうか。休憩で食事をとってからのほうがいいですね。ほんなら休憩いたします。午後は13時から再開いたします。

休憩 12時05分

再開 12時59分

○議長（泉 敏夫君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第5 議案第12号

○議長（泉 敏夫君） 日程第5、議案第12号 平成30年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成30年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第13号

○議長（泉 敏夫君） 日程第6、議案第13号 平成30年度伊根町簡易水道特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成30年度伊根町簡易水道特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第14号

○議長（泉 敏夫君） 日程第7、議案第14号 平成30年度伊根町下水道事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成30年度伊根町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第15号

○議長（泉 敏夫君） 日程第8、議案第15号 平成30年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成30年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第16号

○議長（泉 敏夫君） 日程第9、議案第16号 平成30年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成30年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第17号

○議長（泉 敏夫君） 日程第10、議案第17号 平成30年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討

論を終わります。

これから議案第17号 平成30年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第18号

○議長（泉 敏夫君） 日程第11、議案第18号 平成30年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成30年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 発議第1号

○議長（泉 敏夫君） 日程第12、発議第1号 伊根町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案について提出者の説明を求めます。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） ただいま議題に供されました発議第1号 伊根町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について全員協議会で賛成多数での提案であり、私が提案内容及び提案理由について説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、提案内容についてご説明申し上げます。

伊根町議会の議員の定数を定める条例（平成14年伊根町条例第28号）の一部を次のように改正します。

本則中10人を9人に改め、附則といたしまして、この条例は次の一般選挙の日から施行するとさせていただきます。

次に、提案理由についてご説明申し上げます。

当町におきましては、平成26年11月の町会議員選挙で立候補者が定員に満たないという結果となり、次期改選時の議員定数等に関する事項について調査研究を行うことを目的に、議員定数等調査特別委員会を平成26年12月19日に設置しました。平成27年3月12日から平成29年3月14日まで8回にわたり協議検討を行い、中間報告をまとめました。その後、4地区での議員定数にかかわる意見交換会及び定数等調査特別委員会を開催し、その過程で得た意見、資料をもとに議員定数等調査特別委員会にて、次期改選時の定数について委員の多数決による最終的な確認をとりました。多数決の結果、現状維持の定数10人が2名、定数9人が4名、定数8人が2名という結果から、委員会として定数を9名とし、本会議にて今条例の一部改正案を上程することとなりました。

議会は、住民の意見を代表し住民の意思を的確に町政に反映させる合議制の意思決定機関であり、町政に対する調査、監視機能のさらなる充実、強化を図るには、一定の議員定数を確保し、議会機能の充実、強化を図っていく必要があります。

しかし、議会がみずから身を削り、みずからを律することも必要なことであります。町民の民意を反映できる最小限の定数は何人が妥当であるかという判断基準に立ち、議員一人一人がさらに研さんを重ね、資質向上に努めなければなりません。今後もより議会機能の充実、強化を図っていきながら、次期選挙から現行定数を1名減員し、本町議会における適正な議員定数を9名とすることに決定いたしました。

以上の理由から、現行の議員定数条例に規定されている人数を1名減員し、9名にする条例改正案を提出いたします。

最後になりましたが、議員各位のご賛同を賜りますことを心よりお願い申し上げます。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようであり

ますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第1号 伊根町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを採決します。

(「議長」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 6番、大谷功君。

○6番(大谷 功君) 討論をお願いします。

○議長(泉 敏夫君) すみません、失礼しました。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「どちらの討論ですか」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 反対者の討論からお願いします。4番、松山義宗君。

○4番(松山義宗君) 発議第1号に対して反対の立場で討論いたします。

従来、議員定数は法定上限数を一つの根拠として議論されてまいりました。当町においても合併以後5回にわたる議員定数の削減がなされており、その根拠となる内容はその都度人口を基礎として減少していることにあります。

昭和33年に実施されました削減は、人口6,958人に対し、定数が22、1人当たり316人の負託ということになります。それ以降の定数削減時の議員1人当たりの町民負託数を見ますと、250人以上300人未満となっております。これは過去の議員定数削減時の一つのこれまでの根拠とされております。平成29年の人口が2,204人、これを委員会で決定した定数9とすれば、議員1人当たりの町民負託数は250人を下回り過去最低となります。定数の削減をしても議員の機能や仕事が減るものではなく、むしろ議員1人当たりの負担が増大することは承知しておりますが、議員は選挙により町民の皆様から選ばれており、町民の意見、要望に耳を傾けることが重要だと考えております。

議員各位におかれましては、議員1人当たりの人数が250人を下回ることを大いに問題視いただきましてご賛同いただきますことを願い、私の反対討論といたします。

○議長(泉 敏夫君) ほかに反対討論ございませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番(濱野茂樹君) 発議第1号 伊根町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

本案については、2月2日付にて伊根町の未来を考える会より15名連名による要望書が提出されて、また同月22日付にて同会より請願書が提出されておりますが、同月23日に開催された議員定数等調査特別委員会では過半数も得ていない状況でございましたが、既に多数決により採決がされているということから、議論もされずに今日に至っております。

先ほど来、町民の意見を聞きながらという割には、この案件についてはこの要望書に全く議論されることなく推し進められていることは甚だ遺憾でございます。また、この連名の中には、我々の先輩である元副町長、元議員、現職水産会社社長など、多岐にわたって本町をお支えいただいております。

今回、定数改正では議論の資料とするために、当初段階で住民アンケートが実施され、筒川地区に至っては住民懇談会の参加者は0人でありました。その中間報告会をもって住民懇談会が開催されたわけであります。なおかつ、この9名にするということは、議会だよりで町民に配られたのは1月の末であります。1月の末から2月の頭にかけて町民に配られて、それで住民の中で議論がされる間もなく、こうして条例改正案が示される。伊根町行政が同じような一月もたたないときにこういった条例を出すと、パブリックコメントしろとか、町民の意見をもっともっと聞くべきだとか、そういった意見があるにもかかわらず、この案件については0人だった住民懇談会のほうが大事だというような説明がされているわけであります。この住民懇談会等の意見と見比べて、この要望書、請願書は遜色のない、紛れもない住民の意見であります。このような事案がある中で、急いで定数を9人で決定する必要はどこにあるのでしょうか。また、9人に改正する住民への説明責任は全うできるのでしょうか。なぜ、定数は偶数の定員ではなく奇数の定員なのでしょうか。本会議での採決で可非同数になった場合には議長が決定します。議長の決定が頻繁に起こると議長の中立

性が損なわれるため、それを防ぐため定数は偶数にするのがよく、全国でも8割以上の議会が偶数の定数を採用されています。議長の中立性を考慮しても奇数である9人への改正はあり得ません。

過去、本町では議員定数について区長会等から住民の数を考慮し決定すべきだとの要望書が提出され、削減されてきた経過がございます。昭和61年から定数14人であったものが、平成14年に12人に、平成18年から現在の10人に改正されました。いずれも住民の数を考慮しての改正でした。昭和61年に14人となった際の議員1人に占める住民数は271人、12名となった際に259人、平成18年に10名となった際に272人です。

今回の改正案9人の場合、平成30年3月1日現在当町の人口は2,135人、1人当たり237人でいずれの改正時よりも1人当たりは20人以上少ない人数となります。改正案が適用される任期は平成30年12月からの4年でございます。改正案が本町の各種計画を審議してきた我々議員から見れば、この任期の4年間の人口が横ばいで推移するということはありません、人口は減少していくということが容易に理解できるはずで、そうした場合、改正時に議員1人当たり237人だったものが200人を割ることも想定されます。

本改正の定数は、平成30年の次の選挙からの4年間の任期を考えて決定すべきであり、また平成12年の4地区区長協議会長連名で要望された、議会が住民の代表機関であることを鑑み、その選出母体である住民の数を考慮し議員定数を定め決定すべきだという内容、そして先月の要望書、請願書を審議もせず議員の定数を改正することは、住民の声を聞かなければならない我々議員の、住民の代表である我々議員のすべき行動ではないのではないのでしょうか。

伊根町の人口減少、少子高齢化が急速に進展し歯どめがかからない状況を踏まえ、少数精鋭で今まで以上に質の高い議会、地区代表から町民代表として議会改革を進める上でも、本改正は類似団体や近隣市町に比べ大きく乖離していることから否決すべきであり、反対することを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（泉 敏夫君） それでは賛成者の討論を行います。7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） 私は賛成の立場で討論に参加させていただきます。

我々9名の議員は、前回平成26年11月の伊根町議会議員選挙において定員10名のところ9名しか出馬せず、全国でも類を見ない1人欠員での無投票当選となりました。次期改選時の議員定数等に関する事項について調査研究を行うことを目的に、平成26年12月19日に議員定数等調査特別委員会を設置しました。3年以上の長期にわたり意見を出し合い、4地区回りによる意見交換会により伊根町民の意見を聞き、議員研修においても少数議会の状況等を勉強し、平成29年12月12日の委員会の中で、ある一定の方向を定めることとして、次回委員会において多数決をとり、過半数にならずとも現状の10名、1人減の9名、2人減の8名の中で多くの賛成者が出たものを次期定数とすることを決め、12月22日の委員会において委員長を除く8名で多数決を行った。定数10名が2名、9名が4名、8名が2名となり、委員会において今定例会で次期議会議員の定数は9名となる発議を行うことを全員で決定いたしました。

議員定数9名という賛成者と同数の反対者もいるが、12月12日の委員会での決め事であり、さまざまな意見、批判もあるが、全てが個人、支援者の意見であり、批判するものではないと思っております。

しかし、委員会での決定後、町民よりさらなる定数減という意見もあり、次期議会議員選挙後、新議員により議員定数のさまざまな調査研究をしていかなければならないと思っております。しかし、今期の議員による次期議員定数は9名という結論が出ており、議員定数は9名に賛成いたします。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） ほかに。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、私は日本共産党議員団を代表しまして、本条例の一部改正について賛成の立場で討論を行います。

私どもは、住民の意思が地方議会に最大限反映するようにすることが民主政治の前提であると考えています。議員は住民の意思を代表して、その要求を行政に反映させ、住民の暮らしと権利にかかわる予算の決定や条例の審議、議決を行うなど、首長が進める行政をチェックし監視するという

重要な役割を担っています。したがって、議員定数は議会の審議能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本にすべきと考えています。

議員定数の削減は、当選に必要な最低得票数を引き上げ、地盤や知名度や資金力のない一般町民を議員になりにくくし、女性、青年などさまざまな階層の人たちの議会への進出を抑えることとなります。定数削減は地域における少数意見を排除することになりかねない。定数削減の圧力は期するところ議会無用論、議会制民主主義否定につながるおそれがあるとの指摘もあることは事実であります。議員定数が削減をされると、議員を通じて町民の声を町政に届けるパイプが細くなり、議会がますます町民から遠いものになります。

町民の中には議員を減らせという声がありますが、その思いの裏側には議員はもっと町民のために働いてほしいという気持ちが込められているのではないかと考えます。そういう点で、議員の削減より議会の改革が求められていると考えることができます。私どもは、議員1人当たりの人口が少ないことは、町民の声をきめ細かく聞くことができるようになり、その点では伊根町は民主主義の観点からむしろすぐれていると考えています。

議員定数等調査特別委員会では、この立場で10名定数で現状維持で臨んできました。特別委員会では各地区を回り町民の意見を聞き、町民アンケートも行き、各自の議員活動と判断材料を得ながら3年の年月をかけて審議をしてきました。議論を尽くしそれぞれの議員が態度を表明し、採決の結果、残念ながら定数9人が多数となりました。後日、委員会報告を作成し、当議会にその報告がなされたところがございます。これが委員会の意思であります。私たちは、その委員会報告を尊重するのは議会人としてふさわしい態度であろうかと考えます。私たちは、委員会採決と委員会報告を大切にす立場から発議に賛成の意見を述べ、討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号 伊根町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

ちょっとお待ちください。念のために申し添えます。

採決に当たり、起立の方は賛成、着席の方は反対としますので、その旨をよろしく願います。

それでは賛成の方は起立願います。ありがとうございます。起立多数でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 請願書第1号

○議長（泉 敏夫君） 日程第13、請願書第1号 伊根町議会議員の定数削減を求める請願書についてを議題とします。本請願書は既に議決された議案と同一趣旨のものでありますので、不採択とみなすことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。それでは不採択とみなします。したがって、請願は不採択とみなすことに決定しましたので、報告をさせていただきます。

以上です。

◎ 日程第14 意見書案第1号

○議長（泉 敏夫君） 日程第14、意見書案第1号 クロマグロ資源管理に係る対策の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから意見書案第1号 クロマグロ資源管理に係る対策の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案

は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議員派遣

○議長（泉 敏夫君） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件については、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

◎ 日程第16 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第16、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

上程されました平成30年度当初予算をはじめとした全ての案件について、慎重審議の上、可決をいただき、無事閉会する運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には議会運営に格別なご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

いよいよ来月からは平成30年度がスタートをいたします。理事者をはじめ幹部職員におかれましてはご自愛いただき、町政運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。閉会の挨拶といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 13時30分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員